

東京海区漁業調整委員会指示（火光利用とびうお漁業の制限）について

1 指示事項

火光利用とびうお漁業の制限

2 指示を行った背景等

東京都漁業調整規則の改正により、伊豆諸島海域において夜間に集魚灯を使用してとびうおをたも網ですくう、又は小型の敷網を使用する火光利用とびうお漁業の操業が可能となったが、他の島しょ漁業との操業調整やトラブル防止の必要性から、指示による承認制とした。

3 指示開始年

平成18年7月12日（第13回東京海区漁業調整委員会で決定）

4 有効期間

令和6年1月1日から同年12月31日まで

5 指示の目的

他の島しょ漁業との競合・トラブル防止

6 指示の対象者

島しょ地区の漁業者

7 対象魚種

はまとびうお、夏とびうお等

8 主たる内容

- ・ 承認制の実施（総トン数3～20トン未満）
- ・ タカベ刺し網、イセエビ刺し網漁具及び操業船舶から500m以内禁止
- ・ 集魚灯は7,000ワット以下

東京漁調指示第12号 (案)

東京海区（東京都内湾海域を除く。）における火光利用とびうお漁業（集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年11月 日 （公報登載日）

東京海区漁業調整委員会

会 長 有 元 貴 文

（禁止操業）

- 1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
 - (1) 総トン数20トン以上の船舶を使用する操業
 - (2) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から500メートル以内で行う操業
 - (3) 電球の総設備容量が、7,000ワットを超える集魚灯を使用する操業

（承認操業）

- 2 総トン数3トン以上20トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
 - (1) 対象船舶
東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。
 - (2) 承認書の備付け
この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。
 - (3) 操業実績報告書の提出義務
この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和6年8月30日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。
 - (4) 取扱要領
この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

（指示の有効期間）

- 3 この指示の有効期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までとする。

注）： _____ 今回の変更箇所